

令和3年9月3日

保護者の皆様

多摩市立連光寺小学校  
校長 関口 寿也

## タブレット端末の持ち帰りと動作確認について

日頃より、本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、感謝申し上げます。

多摩市教育委員会ではGIGAスクール構想に伴う1人1台教育用タブレット端末(iPad)の導入を行っておりますが、これまではiPadの持ち帰りは実施していませんでした。今後の新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴う休校措置などの対応として、ご家庭でのオンライン学習による児童の学びの機会の確保も行う予定です。そこで、市内全小・中学校で、児童1人1台のiPadの持ち帰りを実施し、動作確認をしていただくことにしました。

持ち帰りについてご理解いただくとともに、大変ご面倒様ですが各ご家庭にて接続確認とアプリケーションの動作確認をよろしくお願い致します。

### 記

#### 1 iPadの持ち帰りについて

- (1)今後の休校等の措置に備えるため、学校にて児童が使用しているiPadを9月3日(木)～6日(月)に一旦持ち帰ります。ご家庭でインターネット接続テスト、アプリケーションの動作確認を行ってください。

##### 【確認していただくこと】

- ① ご家庭のWi-Fiに接続し、インターネット(アプリSafariにて)を閲覧することができるか
- ② Google Classroomに入室することができるか
- ③ ロイロノートスクールに入室することができるか
- ④ ミライシードに入室することができるか

- ・ iPadのパスコードは「0000」です。パスコードは絶対に変えないでください。
- ・ ②, ③, ④のID、パスワードは、7月13日に配布し、保管をお願いしたものです。一人一人異なったIDとパスワードになります。
- ・ ②, ③, ④については、入室後何らかの操作を行ってみてください。反応があれば、入室できていることとなります。
- ・ ①, ②及び、保護者会用のGoogle Meetの接続方法については、別紙を配布しました。ご覧いただきながら確認をお願いします。

併せて、接続確認に関するアンケートについて、別紙「教育用タブレット端末等を家庭学習で使用する上でのアンケートのお願い」へご回答をお願いいたします。こちらも、9月6日(月)にiPadの返却とともに各担任へご提出ください。

#### (2)接続確認の試行後にご家庭でiPadを活用して学習を行う際の申請書について

- ① 次の項目に当てはまり、出席停止措置により家庭においてオンライン学習を行う場合にiPadを持ち帰ることができます。

・ PCR検査で陽性となった場合

・ 濃厚接触者に特定された場合

- ・ご家族に感染を防ぎたい事情があり欠席させる場合
- ・感染不安によって欠席する場合  
(・感染拡大により、学級閉鎖や学年閉鎖、休校となった場合)

- ② 上記の状況になった際、ご家庭でのオンライン学習に取り組むために iPad の持ち帰りをご希望される場合は、学校にお申し出ください。別紙「教育 I C T 機器利用申請書 (第 1 号様式)」をお渡ししますので、ご提出ください。
- ③ ご家庭に学習に使用できるタブレット端末やパソコンを所有されており、学校の iPad の持ち帰りをご希望されない場合には、申請は不要です。
- ④ 持ち帰りを希望していて、ご家庭にインターネット環境がなく、iPad をインターネットに接続ができない場合には、学校からモバイルルーターの貸し出しも可能です。ただし、通信に必要な SIM カードは付属しておりません。そのため、大変申し訳ありませんが、ご家庭で通信会社と別途ご契約いただき SIM カードをご用意いただく必要があります。ご注意ください。また、モバイルルーターの台数に限りがあるため、ご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

## 2 貸与機器の注意点

### (1) iPad

- パスコード(iPad を使用する際の 4 桁の数字)が設定されております。連続してパスコードの入力を間違えると、パスコードロックがかかり端末が使用できなくなりますので、ご注意ください。
- 新規のアプリのインストール等は制限させていただいております (できません)。
- インターネットで検索にあたっては不適切なサイトのフィルタリングを行うよう設定されておりますが、不適切コンテンツを 100%制限はできませんのでご注意ください。
- 学習を目的として整備しているものとなりますので、それ以外の用途には使用しないようお子さんとお話してください。

### (2) 持ち帰りの際のご注意

- タブレット端末等の使用にあたっては、健康への留意や事故防止の観点から適切に使用するようお子様とお話ください。
- 貸与する端末等は、市の財源を用いて購入した教育機器です。大切にお取り扱いください。
- 持ち帰っている iPad 等が破損、紛失などした場合には、修理費用又は損害についてご負担いただきます。(原則、本体再取得費用 (令和 3 年 8 月時点で 36,080 円) を上限)
- iPad 等の修繕費のご負担等に備えて、任意でご加入いただく賠償責任保険について、後日ご案内を予定しています。ご家庭で子ども総合保険や自動車保険の特約などを契約されている場合は、そちらで対応できる場合もありますので、ご契約の保険会社にご確認をお願いいたします。

## 3 ご返却について

iPad の貸与期間の上限は当面令和 3 年度末までとしておりますが、新型コロナウイルスの感染状況に伴う学校の対応が変更となった場合には、別途お知らせいたします。

【問合せ先】多摩市立連光寺小学校  
副校長 平間 学  
TEL 042-373-1920